



1998年(平成10年)7月制定
2001年(平成13年)9月改正
2005年(平成17年)9月改正
2011年(平成23年)4月改正
2016年(平成28年)2月改正
2021年(令和3年) 月改正

2050 ゼロカーボン達成のための 「第6次長野県職員率先実行計画」(案)

2021年(令和3年) 月

長野県

目次

第1章	基本的事項	
1	計画策定の趣旨	・・・ 3
2	計画の位置づけ	・・・ 3
3	計画の期間	・・・ 3
4	数値目標の基準年度	・・・ 4
5	計画の対象とする温室効果ガス	・・・ 4
6	計画の対象とする範囲	・・・ 4
第2章	前計画（第5次計画）の取組状況	
1	第5次計画の基本的事項	・・・ 5
	(1) 計画の期間	
	(2) 計画対象範囲	
	(3) 温室効果ガス総排出量の削減目標	
2	温室効果ガス排出状況及びエネルギー使用状況	・・・ 5
3	課題	・・・ 6
第3章	計画における温室効果ガス等の削減目標	
1	温室効果ガス排出量の削減目標	・・・ 7
	(1) エネルギー等の削減目標（基準年度比）	
	(2) 計画期間中の削減量内訳	
2	算定方法及び排出係数	・・・ 8
第4章	削減目標の達成に向けた取組	
1	施設・設備の省エネルギー化等の推進（設備投資を伴う取組）	・・・ 9
	(1) 県有施設のゼロエネルギー化	
	(2) LEDへの転換	
	ア 照明	
	イ 信号灯器	
	(3) 環境性能の高い公用車の導入	
	(4) 太陽光発電、蓄電池の導入	
	(5) 下水処理施設の消化ガス有効利用	
	(6) 水力発電所電力の供給（県企業局）	
2	事務の効率化の推進（運用改善による取組）	・・・ 10
	(1) 整理整頓、用紙類削減、適正な文書事務の推進	
	(2) 勤務・会議形態の多様化の推進	
	(3) 電子化、RPA・AI化の推進	
3	その他の取組（豊かな環境の保全及び創造につながる取組）	・・・ 10
	(1) 環境配慮の取組の推進	
	ア 県有施設のRE100化	

イ	SDGs、エシカル消費の推進	
ウ	環境に配慮した契約やグリーン購入等の推進	
エ	環境配慮型イベントの推進	
オ	信州プラスチックスマート運動の推進	
カ	スマートムーブの推進	
(2)	公共工事における環境配慮の推進	
ア	長野県公共事業等環境配慮制度の推進	
イ	県有施設における県産材利用の促進	
(3)	県有林によるカーボン・オフセットの推進	
(4)	ESG 投資の推進	
ア	グリーンボンドの発行	
イ	ESG に配慮した基金運用の推進	
4	従来の省エネルギー・省資源等の取組の継続	・・・ 13
(1)	照明	
(2)	空調	
(3)	OA 機器	
(4)	その他の省エネの取組	
(5)	水道	
(6)	用紙類	
(7)	4 R の推進	
(8)	環境配慮活動	
第5章	計画の推進管理方法	
1	推進体制	・・・ 16
2	実施状況の点検、評価及び公表	・・・ 16
3	職員研修	・・・ 16
第6章	資料編	・・・ 17

第1章 基本的事項

1 計画策定の趣旨

県はこれまで、一事業者として自らの事務事業に伴い発生する温室効果ガスの排出量の削減に率先して取り組んできました。

1998年（平成10年）7月に、長野県環境基本計画の行動指針を県庁において実践するための具体的な指針等を定めた「環境保全のための長野県庁率先実行計画」を策定しました。

2001年（平成13年）9月には地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）に基づく「長野県地球温暖化防止実行計画」を策定し、温室効果ガス削減の数値目標を設定するとともに、自らの事務事業における対策を具体的に定めた「環境保全のための率先実行計画」を県庁や合同庁舎等の県機関ごとに策定し、定期的に取り組状況を進捗管理することで、省資源・省エネルギーやごみの減量に努めました。

2005年（平成17年）9月には両計画を統合した「地球温暖化防止『長野県職員率先実行計画』（第3次改定版）」を、2011年（平成23年）4月には現在の環境マネジメントシステム「エコマネジメント長野」を活用した省資源・省エネルギーの推進を柱とした「環境保全のための『長野県職員率先実行計画』（第4次改定版）」を、さらに2016年（平成28年）4月にはこれまでの実績を踏まえ、施設・設備の省エネルギー化の推進を柱とした「温室効果ガス削減のための『第5次長野県職員率先実行計画』」を策定し、取組を進めてきました。

これまでの取組により、県機関から排出する温室効果ガスの削減は着実に進んでいますが、2050年度（令和32年度）までにゼロカーボンを実現するという高い目標の達成に向けては、より一層の取組が必要です。

そこで、全職員が気候変動に対する危機感を共有し、常に環境配慮の視点を持って事務事業に取り組むとともに、あらゆる政策に気候変動対策の観点を取り入れ、徹底した省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの普及拡大に取り組む「第6次長野県職員率先実行計画」を策定しました。

本計画に掲げた施策が、県内市町村など県全体に波及するよう、県組織として自ら率先して行動する責務があるという自覚のもと、一つ一つ着実に実行してまいります。

2 計画の位置づけ

地球温暖化対策推進法第21条の規定により策定が義務付けられている、県が一事業者として実施する事務事業により発生する温室効果ガスの排出量を削減するための計画（地方公共団体実行計画（事務事業編））です。

3 計画の期間

計画期間は2021年度（令和3年度）から2030年度（令和12年度）までの10年間とします。

また、本計画の5年目となる2025年度（令和7年度）を見直し時期として予め定めます。なお、この間の社会情勢の変化、技術の進歩、進捗状況等を踏まえ、内容の見直しを行う場合があります。

4 数値目標の基準年度

計画における数値目標の基準年度は、2010年度（平成22年度）とします。

5 計画の対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法第2条第3項で規定された7種類の温室効果ガスがありますが、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふつ化硫黄（SF₆）及び三ふつ化窒素（NF₃）は、県の事務事業では排出実態の把握が困難であるため、本計画では対象外とします。

【対象とする温室効果ガス】

- 二酸化炭素（CO₂） …… 燃料の燃焼や電気の供給に伴い発生
- メタン（CH₄） …… 燃料の燃焼、廃棄物の埋立て、水田、家畜等から発生
- 一酸化二窒素（N₂O） …… 燃料の燃焼、農業から発生
- ハイドロフルオロカーボン（HFC） …… カーエアコンの使用時に発生

6 計画の対象とする範囲

県が実施する事務事業全般（県の職員が直接実施又は管理するもの）とし、県の全機関を対象とします。

第2章 前計画（第5次計画）の取組状況

1 第5次計画の基本的事項

(1) 計画の期間

2016年度（平成28年度）から2020年度（令和2年度）まで

(2) 計画対象範囲

県が実施する事務事業全般（県の職員が直接実施又は管理するもの）

(3) 温室効果ガス総排出量の削減目標

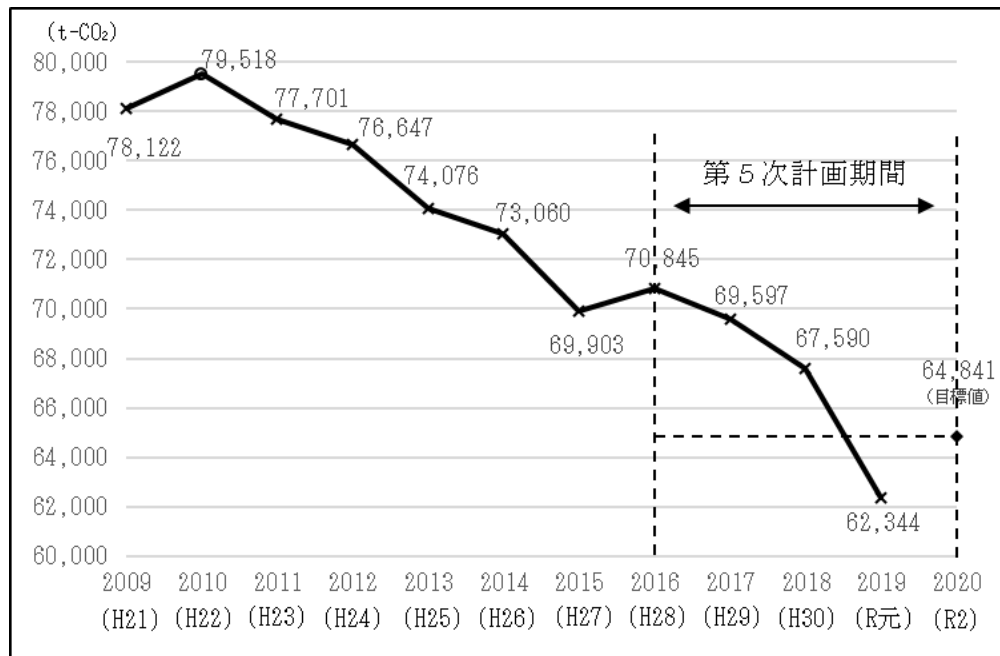
- ・ 基準年度（2009年度）総排出量：78,122 t-CO₂
- ・ 計画最終年度（2020年度）で、基準年度比17%以上の削減（13,281 t-CO₂以上の削減）
- ・ 流域下水道施設については、原単位で5%以上削減

2 温室効果ガス排出状況及びエネルギー使用状況 ※2020年度の実績値は本計画策定時点で未集計

目標年度（2020年度）の温室効果ガスの目標排出量である64,841 t-CO₂に対し、2019年度の温室効果ガス総排出量は、62,344 t-CO₂となり、1年前倒しで目標を達成しています。

また、流域下水道施設の原単位についても、2019年度は基準年度比で13%削減しています。

エネルギーの使用量の内訳をみると、電気、燃料及び公用車燃料は削減目標を上回って削減しており、目標を達成できる見込みです。



項 目	H21 (基準年度)	第4次計画期間		第5次計画期間				
		H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2 目標値
温室効果ガス排出量(t-CO2)	78,122	73,060	69,903	70,845	69,597	67,590	62,344	64,841
エネルギー起源CO2	76,469	71,077	67,370	68,834	67,767	65,825	61,112	-
その他	1,654	1,982	2,533	2,011	1,830	1,765	1,232	-
実績(平成21年度比)	-	▲ 6.5	▲ 10.5	▲ 9.3	▲ 10.9	▲ 13.5	▲ 20.2	-
削減目標	-	▲ 8.0	▲ 10	▲ 10	▲ 11.7	▲ 13.5	▲ 15.2	▲ 17.0
(エネルギー使用量等内訳)								
電気の使用(kWh)	122,800,792	114,204,329	110,398,682	110,749,632	109,431,833	107,237,575	101,068,298	100,696,650
実績(平成21年度比)	-	▲ 7.0	▲ 10.1	▲ 9.8	▲ 10.9	▲ 12.7	▲ 17.7	-
削減目標	-	▲ 5.6	▲ 7.0	▲ 9.2	▲ 11.4	▲ 13.6	▲ 15.8	▲ 18.0
燃料の使用(公用車分除く)(MJ)	298,529,417	281,863,216	252,495,327	267,626,141	266,505,091	246,081,747	221,940,831	256,735,299
実績(平成21年度比)	-	▲ 5.6	▲ 15.4	▲ 10.4	▲ 10.7	▲ 17.6	▲ 25.7	-
削減目標	-	▲ 10.4	▲ 13	▲ 13.2	▲ 13.4	▲ 13.6	▲ 13.8	▲ 14.0
公用車燃料(MJ)	117,287,941	108,367,219	104,200,142	107,563,348	100,781,115	105,789,293	94,848,195	95,003,232
実績(平成21年度比)	-	▲ 7.6	▲ 11.2	▲ 8.3	▲ 14.1	▲ 9.8	▲ 19.1	-
削減目標	-	▲ 16	▲ 20	▲ 12.8	▲ 14.3	▲ 15.9	▲ 17.4	▲ 19.0
用紙類使用量(千枚)	172,823	193,687	201,858	201,774	196,540	217,053	196,242	172,823以下
実績(平成21年度比)	-	12.1	16.8	16.8	13.7	25.6	13.6	-
削減目標	-	基準年度以下	基準年度以下	基準年度以下	基準年度以下	基準年度以下	基準年度以下	基準年度以下
上水道使用量(m ³)	872,538	836,031	860,616	866,353	844,151	878,125	839,330	776,558
実績(平成21年度比)	-	▲ 4.2	▲ 1.4	▲ 0.7	▲ 3.3	0.6	▲ 3.8	-
削減目標	-	▲ 8.0	▲ 10.0	▲ 3.4	▲ 5.3	▲ 7.2	▲ 9.1	▲ 11.0
可燃ごみ排出量(トン)	1,324	1,227	1,219	1,182	1,187	1,137	1,220	1,085
実績(平成21年度比)	-	▲ 7.3	▲ 7.9	▲ 10.7	▲ 10.3	▲ 14.1	▲ 7.8	-
削減目標	-	▲ 24.0	▲ 30.0	▲ 9.9	▲ 11.9	▲ 14.0	▲ 16.0	▲ 18.0

3 課題

第5次計画期間において、信号灯器のLED化や公用車の燃料削減（ハイブリッド化）、県有施設の省エネ改修（ESCO等）のほか、職員の日々の省エネの取組の結果、温室効果ガスの排出量は削減目標を1年前倒しで達成しています。

一方で、用紙類や上水道、可燃ごみの排出量については、削減目標を達成できない見込みです。

2050年度までにゼロカーボンを実現するため、今後も温室効果ガス排出削減の取組を着実にやっていくことに加え、より踏み込んだ施策を実施していく必要があります。

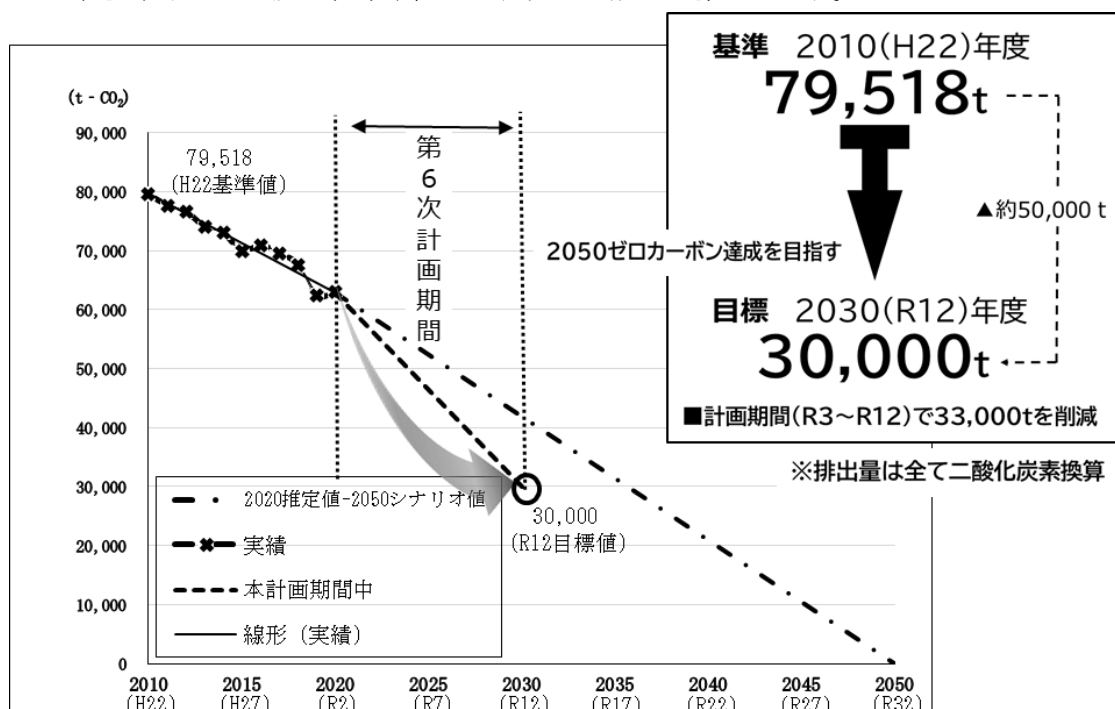
第3章 計画における温室効果ガス等の削減目標

1 温室効果ガス排出量の削減目標

率先実行計画の温室効果ガス削減に係る数値目標は、2050年度までにゼロカーボンを実現するため、バックキャスト（はじめに未来の姿を設定した上で、それを実現するための施策を考える）という概念に基づいて設定しています。

具体的には、基準年度の2010年度（平成22年度）総排出量（79,518 t-CO₂）に対し、計画最終年度の2030年度（令和12年度）において、60%以上（49,518 t-CO₂）の削減により、総排出量30,000 t-CO₂を目指して取り組みます（計画期間で33,000 t-CO₂以上の削減）。

なお、流域下水道施設は、原単位で5%以上削減を目標とします。



(1) エネルギー等の削減目標（基準年度比）

- 電気の使用 65%以上の削減（32,000 t-CO₂以上の削減）
- 燃料の使用 70%以上の削減（14,500 t-CO₂以上の削減）
- 公用車燃料 40%以上の削減（3,400 t-CO₂以上の削減）
- その他 40%以上の削減（470 t-CO₂以上の削減）
- 水道の使用 10%以上の削減
- 用紙の使用 10%以上の削減
- 可燃ごみの排出 20%以上の削減

(2) 計画期間中の削減量内訳

テーマ	項目 ^{※1}	削減量 ^{※2} (t-CO ₂)
・施設・設備の省エネルギー化の推進	建築物の省エネ改修	2,300
	県有施設の『RE100』化	15,500
	LEDへの転換	14,000
	EV、FCVの導入	500
	太陽光発電の導入	500
・事務の効率化の推進 ・その他の取組 ・従来の省エネルギー・省資源等の取組の継続	職員の基本的な行動等	200
	合計	33,000

※1 内容は「第4章 削減目標の達成に向けた取組」に記載

※2 削減量の考え方は「第6章 資料編」に記載

2 算定方法及び排出係数

率先実行計画の温室効果ガスの目標値は「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン ver. 1.0」及び中部電力の排出係数（2010年度）に基づき算定しています。（排出係数は排出抑制の取組の効果をよりの確に評価するため固定。）

また、温室効果ガスの進捗管理は、環境マネジメントシステム「エコマネジメント長野」を活用して把握しますが、より実態に即した値を算出するため、電気の排出係数は実際に契約した電力会社の排出係数を使用します。

目標設定に用いる各排出係数

区分	排出係数	区分	排出係数
電気	0.473 t-CO ₂ /千 kWh	LNG	2.70 t-CO ₂ /t
A重油	2.71 t-CO ₂ /kl	ガソリン	2.32 t-CO ₂ /kl
灯油	2.49 t-CO ₂ /kl	軽油	2.58 t-CO ₂ /kl
都市ガス	2.23 t-CO ₂ /千 Nm ³	ジェット	2.46 t-CO ₂ /kl
LPG	3.00 t-CO ₂ /t		

第4章 削減目標の達成に向けた取組

これまでの実績を踏まえ、一定の成果が得られた取組について効果的なものは継続して実施していくとともに、現状や課題等を踏まえつつ、2050年度までにゼロカーボンを実現することを目指し、新たな取組を推進します。

1 施設・設備の省エネルギー化等の推進（設備投資を伴う取組）

ZEB・ZEHの整備やEV（FCV）の導入など、従来の延長線上にない取組や再生可能エネルギーの積極的な導入を柱とします。

第6次計画期間（R3～R12）の主な取組について、以下に示します。

(1) 県有施設のゼロエネルギー化

新築・改築する施設は原則ZEB・ZEH^{*}とし、改修する施設はできる限り消費エネルギーを削減することとします。

中長期修繕・改修計画に基づく修繕にあわせ省エネルギー化を検討します。

※断熱性能の向上、省エネルギー化を重点的に実施することにより、次のレベル以上を目指すこととし、再生可能エネルギーの導入は、地域特性や建物の用途等により検討。

- ・建築物（非住宅）：基準一次エネルギー消費量から50%以上の一次エネルギー消費量の削減（再生可能エネルギーを除く）【ZEB Ready】
- ・住宅：強化外皮基準への適合及び基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量の削減（再生可能エネルギーを除く）【ZEH Oriented、ZEH-M Oriented】

(2) LEDへの転換

ア 照明

水銀に関する水俣条約や第5次エネルギー基本計画を踏まえ、県有施設の照明を順次LEDに転換していきます。

イ 信号灯器

省エネ寄与度に加え、疑似点灯減少等の効果も期待できることから、信号灯器を計画的にLEDに転換していきます。

(3) 環境性能の高い公用車の導入

2020年度までに、EVを4台、FCVを2台導入していますが、今後は公用車の更新時に原則として全てEV・FCVへ転換し、特殊車両等を除き100%電動化を目指します。

(4) 太陽光発電、蓄電池の導入

県有施設の太陽光・蓄電池活用可能性調査の結果を受けて、モデル的に太陽光発電設備や蓄電池の設置を検討します。

(5) 下水処理施設の消化ガス有効利用

諏訪湖流域下水道（豊田終末処理場）で発生する消化ガス（メタンガス）の余剰分を発電業者に売却（燃料供給）し、発電に伴い発生する排熱を回収して、処理場での有効活用を検討します。また、他の下水処理施設等への水平展開を検討していきます。

(6) 水力発電所電力の供給（県企業局）

新規発電所（与田切川上流地点等）の建設を進めるとともに、新規電源地点発掘プロジェクト

トなどを活用し、新規電源開発を推進します。また、老朽化した発電所の大規模改修等を進め、再生可能エネルギーの供給拡大を推進します。

2 事務の効率化の推進（運用改善による取組）

効率よく仕事ができる職場（スマートオフィス）づくりや効率的な働き方を推進することで、超過勤務の縮減やペーパーレス等を推進し、使用するエネルギーを削減します。また、環境マネジメントシステム「エコマネジメント長野」等の研修を活用し、環境に配慮した運用を徹底します。

(1) 整理整頓、用紙類削減、適正な文書事務の推進

- ・執務室内の書類やパソコン内ファイルの整理の徹底
- ・身の回りを整理し、快適なオフィス環境の維持
- ・打合せ、資料の簡素化
- ・長野県公文書等の管理に関する条例に基づく公文書管理の徹底、電子情報システム利用推進

(2) 勤務・会議形態の多様化の推進

- ・モバイルパソコンや公用個人携帯等の機器の利用環境の充実・拡大
- ・会議や打合せは web・テレビ会議を基本とし、ペーパーレス会議を推進
- ・会議の資料の事前共有、PC での閲覧による用紙の削減
- ・サテライトオフィス勤務、在宅勤務の推進
- ・通年の軽装勤務の推進

(3) 電子化、RPA・AI 化の推進

- ・各担当の業務見直し、RPA 化の推進
- ・長野県 DX 戦略に基づくスマート自治体の推進
- ・電子決裁、電子申請等の推進

3 その他の取組（豊かな環境の保全及び創造につながる取組）

公共工事における環境配慮を推進するほか、環境配慮型の基金運用、意識啓発を徹底します。

(1) 環境配慮の取組の推進

ア 県有施設の RE100 化

県有施設の徹底した省エネルギー化を推進しながら、再生可能エネルギーの導入や再エネ 100%電力へのスイッチングを検討し、県有施設での「RE100」化に取り組みます。将来的に全ての県有施設において「RE100 化」の達成を目指します。

【再エネ 100%電力とは】

太陽光、水力、バイオマス（生物資源）などの再生可能エネルギーのみから発電された電力のこと

イ SDGs、エシカル消費の推進

県が発注する事業については、SDGs の取組を推進し、環境に配慮している企業を優先します。

また、物品等の購入に当たっては、長野県版エシカル消費を意識し、環境配慮型製品等を

率先して購入します。さらに、職員が各々率先実行する内容について目標を立てて宣言する「マイ・エシカル宣言」を実施し、職員自ら積極的に取り組みます。

ウ 環境に配慮した契約やグリーン購入等の推進

調達先事業者等が、県とともに気候変動対策に取り組むことを促進するため、「長野県の契約に関する条例」及び「長野県の契約に関する取組方針」の規定に基づき、契約における環境配慮に関する取組を推進します。また、既存制度等に環境配慮項目を追加することも進めていきます。

○物品調達・契約等

- ・再生品やエコマーク製品等の環境配慮型製品を率先購入
- ・報告書、ポスター、パンフレット等の印刷物の作成について、長野県グリーン購入推進方針の印刷用紙に係る基準を満たす用紙の使用
- ・「長野県内の公共建築物・公共土木工事等における県産材利用方針」に基づき、県産の木材を活用した製品の率先使用
- ・「信州リサイクル製品率先利用方針」に基づき、「信州リサイクル製品認定制度」で認定された製品の率先購入、利用の拡大について検討
- ・消費電力の少ない機器や電化製品の購入
- ・物品等の購入に当たっては、真に必要なものか十分に検討し、必要最小限の調達

○既存制度等への環境配慮項目追加の検討

- ・調達案件の参加資格に環境配慮に関する項目を追加
- ・入札参加資格で評価する環境配慮に関する項目について、随時検証し、見直し
- ・総合評価落札方式を活用して調達する際の施策的評価項目に環境配慮に関する項目を追加
- ・県入札参加資格に係る新客観点数や信州企業評価の項目に長野県 SDGs 推進企業登録制度を加えることを検討

エ 環境配慮型イベントの推進

県が主催するイベントや会議等は、「長野県エコイベント実施方針」及び「長野県エコイベント実施要綱」に基づき開催し、周辺の自然環境への配慮や、省資源・省エネルギー、廃棄物の排出抑制に努めます。なお、取組の参考となる優良な事例を周知します。

オ 信州プラスチックスマート運動の推進

マイバック、マイボトル持参の推進や分別回収の徹底に加え、信州プラスチックスマート運動を一層推進するため、県庁舎内に設置している自動販売機の一部でペットボトル飲料の販売縮小・廃止を検討します。

【信州プラスチックスマート運動とは】

長野県では、近年世界的な問題となっている海洋プラスチックごみ問題に対し、河川を多く有する上流県の責務として、県民・事業者・行政がそれぞれの立場でプラスチックごみの削減に取り組む運動を令和元年度から開始した。

【具体的な取組】

- ・ 県民に対し以下の「3つの意識した行動」を呼び掛け
 - ①意識して「選択」
何気なく受け取っているストローやレジ袋は不要なときは断る。
 - ②少しずつ「転換」
できるだけマイバッグやマイボトル、詰替え製品を使うよう心掛ける。
 - ③分別して「回収」
役目を終えたプラスチック製品は、自治体のルールに従い分けて回収。
- ・ 信州プラスチックスマート運動協力事業者登録制度
自らプラスチックごみの削減に取り組む事業者を登録し、登録証の交付、周知を実施
- ・ 河川一斉清掃（クリーン信州 for ザ・ブルー）
ボランティア参加による県内河川の一斉清掃を実施

カ スマートムーブの推進

通勤や出張時のエコドライブ（ふんわりアクセルやアイドリングストップ、不要な荷物の積載を控える等）の徹底や公共交通機関の利用、近距離出張時の公用自転車利用を推進します。また公用車の利用に当たり、特に遠方への出張はハイブリッド車を優先して利用します。

(2) 公共工事における環境配慮の推進

ア 長野県公共事業等環境配慮制度の推進

「長野県公共事業等環境配慮推進要綱」に基づき、公共事業等の環境配慮を推進します。

イ 県有施設における県産材利用の促進

県産材利用は、森林整備を促進することにもつながるため、「長野県内の公共建築物・公共土木工事等における県産材利用方針」に基づき、県有施設の整備に当たっては、予算等も考慮し、可能な限り県産材の木造化又は内装木質化を図るとともに、その効果を見える化するため、県産材を一定量使用した県有施設について、建築物や木製品が固定したCO₂量認証の取得を促進します。また、施設を高断熱化した上で、可能な限りペレットストーブや木質バイオマスボイラーなど木質バイオマスエネルギー利用設備の導入を推進します。

【具体的な取組】

- ・ 県有施設のうち、非住宅への木材利用を促進
- ・ 法令の規定や技術的に困難な場合を除き、低層の県有施設の新築・増築等に当たっては、原則として木造により整備
- ・ 木造化が困難な施設は、木造と他工法の混構造を検討するなど可能な限り木材の使用について配慮
- ・ 木造化できない場合にあっても、原則として内装を木質化
- ・ 使用する木材は、法令の規定や供給が困難な場合を除き、原則として県産材を使用し、発注仕様書に記載

(3) 県有林によるカーボン・オフセットの推進

県有林の森林整備により達成された CO₂ 吸収量をクレジット化し、この販売を通じてカーボン・オフセットや森林整備への理解の普及を図ります。

(4) ESG 投資の推進

ア グリーンボンドの発行

グリーンボンド（資金の使途を環境改善効果のある事業に限定した債券）を継続して発行することで、必要な資金を確保するとともに ESG*投資に対する機運醸成を図ります。

※環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）のこと

イ ESG に配慮した基金運用の推進

県が積み立てている基金の一部で、ESG に配慮している債券による運用を行います。

4 従来の省エネルギー・省資源等の取組の継続

従来の省エネルギー・省資源等の取組は、今後も継続して実施していきます。

また、基本的な省エネルギー・省資源等の具体的な行動は、庁内放送等も利用し、以下のとおり取り組みます。

(1) 照明

ア 勤務時間前及び昼食休憩時の消灯

イ 廊下、トイレ、給湯室等の不要時・不要場所の消灯

ウ 十分な外光がある際の窓際消灯（事務室で 500 ルクスを目安）

エ 廊下、コピー室、エレベータホール等の間引きの実施（視覚障がいのある職員や来庁者等への配慮を優先）

オ 自動販売機内の照明の消灯

カ 照明スイッチの見える化（スイッチごとの照明箇所を明示）

キ 人感センサーの設置



(2) 空調

ア 冷房 28℃、暖房 19℃の温度設定（医療関係施設、社会福祉施設等は除く）

イ 夏季のブラインド等での日射の遮断、冬季の自然光の取り入れ

ウ 空調の吹き出し口の確保（気流を妨げるようなロッカー等の配置はしない）

エ 空調稼働時の事務室の閉扉（庁内放送）

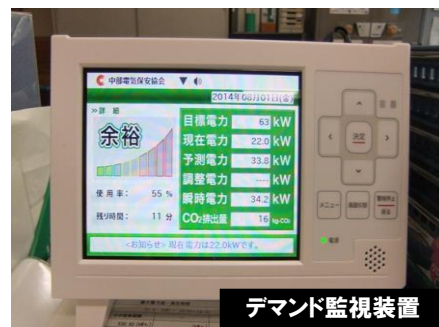
オ 空調設備等の効率的な運転管理（省エネチューニング、配管断熱、燃料管理等）

カ サーバ室等では機器の性能確保ができる範囲内での温度設定の見直し



(3) OA 機器

- ア ディスプレイの明るさの調整（輝度 40%が目安）
- イ 未使用時の電源オフ及び休憩時の省エネモード設定
- ウ 帰宅時の PC 等のプラグ抜きの徹底（待機電力の削減）
- エ コピー機の使用は最小限とし、集中管理・適正配置による台数の削減



(4) その他の省エネの取組

- ア 自動販売機の台数の削減、省エネ型自動販売機の設置
- イ エネルギー使用量の見える化
- ウ エレベーター利用を控え、階段の利用推進
- エ エレベーターの勤務時間外の運転台数の削減
- オ 不要な冷蔵庫の使用の停止、温度設定「弱」の推奨
- カ デマンド装置の活用
- キ 保温のためのトイレ便座のふた閉めの徹底



(5) 水道

- ア トイレ、手洗い等の自動洗浄化
- イ 歯磨き時のコップ利用や手洗い、食器洗い、公用車の洗車等における節水
- ウ 雨水貯留設備や雨水タンクの設置（公用車の洗車や植栽への水やり等への利用）
- エ 節水コマの取付け、レバータイプの蛇口は止水線（栓）の利用

(6) 用紙類

- ア 「チャレンジ 800」の推進
- イ 必要以上に資料を「作らない、渡さない、求めない」
- ウ 両面印刷及び集約印刷の徹底、ミスコピーの削減
- エ プリンター、ファックス及びコピー機には裏紙専用トレイをを設置し、片面使用済用紙やミスコピー紙の再利用
- オ 会議においては、メモ用紙や封筒などを配付しない
- カ 使用済み封筒の再利用や廃ポスターの名刺への再利用
- キ 資料の回覧や共有化は、電子メールや職員ポータル等を活用
- ク 送付文書、ファックス送信票は可能な限り省略
- ケ 紙類分別収集の徹底のため、「古紙回収ボックス」を設置





【チャレンジ 800 とは】

長野県民1人1日当たりの一般廃棄物排出量 800g 以下にする、ごみの減量化のための取組。長野県は、6年連続で一般廃棄物の排出が全国で1番少ない。(R元実績)

(7) 4 R の推進

ア 「チャレンジ 800」 の推進

イ リサイクルボックス等を設置、資源ごみの分別収集の徹底

ウ 使い捨て容器等の購入・利用を控え、マイバッグの持参

エ マイカップ、マイボトル、マイ箸の持参の一層の推進

オ 物品の使用に当たっては適切な管理や使用方法に従い、詰替可能な製品や必要に応じて消耗品の交換や修理による長期的な利用の推進

カ シュレッダーの使用は必要最小限とし、機密文書の溶解処理を推進

キ 生ごみや除草した草、剪定枝等の堆肥化の検討

ク コンポストの活用

ケ 食べ残しを削減

コ 県庁生協、食堂等での廃棄前割引販売の実施



マイバッグ呼びかけ



コンポスト

(8) 環境配慮活動

ア ノーマイカー通勤の推進（毎月第二、第四水曜日の県職員ノーマイカーデーや、信州スマートムーブ通勤ウィークには、マイカー通勤を自粛）

イ 敷地内や周辺道路等の清掃

ウ 庁舎敷地内の緑地の確保

エ 「緑のカーテン」の設置

オ 環境に関する研修、シンポジウム、講演会等への職員の参加

カ 希望する職員が環境美化活動に積極的に参加できるよう、ボランティア活動等への参加がしやすい職場づくり



清掃活動

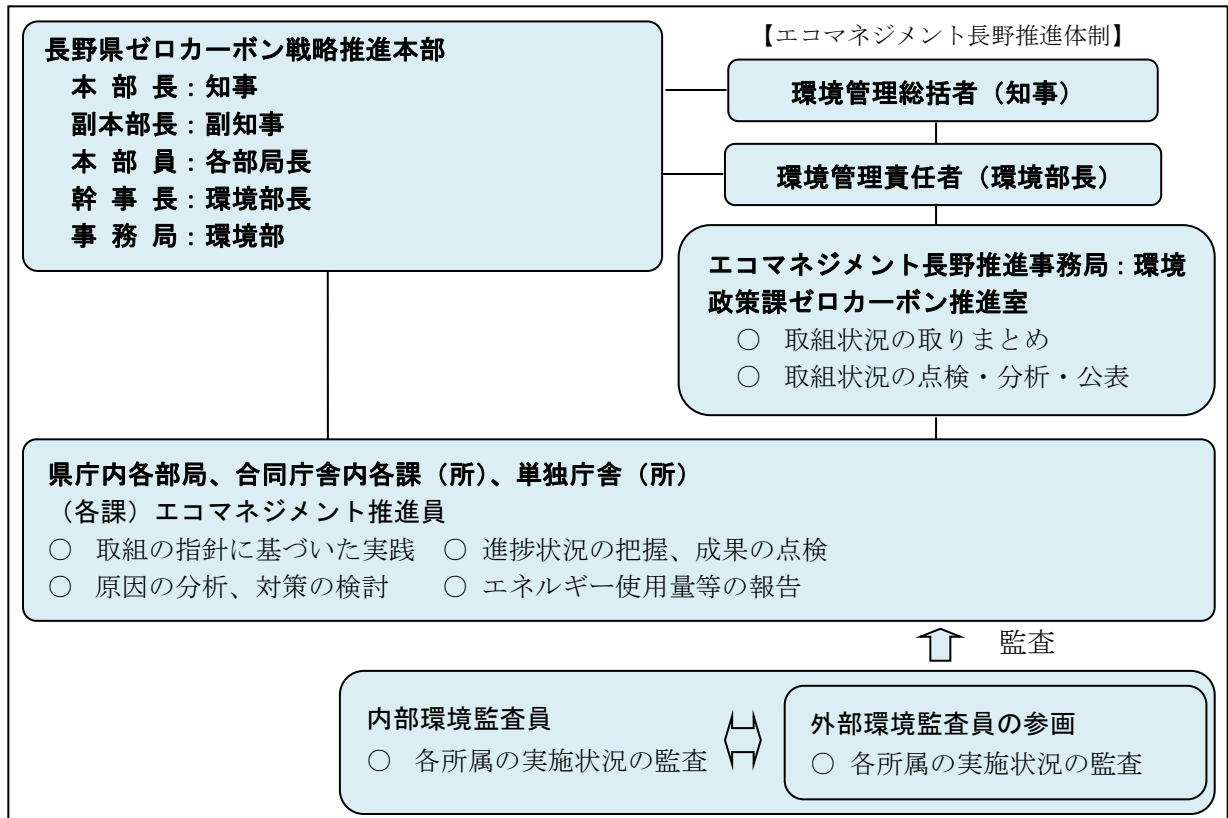


緑のカーテン

第5章 計画の推進管理方法

1 推進体制

本計画の推進体制は、長野県ゼロカーボン戦略推進本部の組織で部局横断的に展開し、進捗管理は、本県独自の環境マネジメントシステム「エコマネジメント長野」の体制を活用します。



2 実施状況の点検、評価及び公表

毎年度、事務及び事業の実施に伴う温室効果ガス排出量並びにエネルギー使用量の算定並びに削減目標の達成に向けた対策の進捗管理を行い、「エコマネジメント長野」の運用により、点検、評価を実施し、継続的な改善に取り組みます。

また、削減目標に対する進捗状況については、エコマネジメント長野環境活動レポート、長野県環境白書及び県ホームページにより毎年公表します。

削減の進捗状況が芳しくない施設においては、その原因を分析するほか、省エネ診断を実施すること等により改善を目指します。

3 職員研修

計画の推進に向けて、「エコマネジメント長野」等の研修を活用し、職員を対象に研修を実施します。

参考資料

- I 本計画の基本的事項について
- II 長野県グリーン購入推進方針
- III 長野県公共事業等環境配慮推進要綱
- IV 長野県内の公共建築物・公共土木工事等における県産材利用方針
- V 長野県エコイベント実施方針
- VI 長野県エコイベント実施要綱

I 本計画の基本的事項について

1 計画期間

2021年度（令和3年度）から2030年度（令和12年度）まで

2 計画対象範囲

県が実施する事務及び事業全般（県の職員が直接実施又は管理するもの）

3 温室効果ガス総排出量の削減目標設定の考え方

計画最終年度（2030年度）において、基準年度（2010年度）比で49,518 t-CO₂（60%）以上の削減

（項目内訳）

項目	削減目標	考え方
電気の使用	▲65%以上 （▲32,000 t-CO ₂ 以上）	節電の取組や省エネ性能の高い電気機器の導入に加え、再生可能エネルギーを積極的に導入
燃料の使用	▲70%以上 （▲14,500 t-CO ₂ 以上）	断熱性能の向上による空調負荷の低減やボイラー等の燃焼機器を可能な限り電気機器に切替え
公用車燃料	▲40%以上 （▲3,400 t-CO ₂ 以上）	特殊車両等を除き、公用車を全て電動化
その他*	▲40%以上 （▲470 t-CO ₂ 以上）	廃棄物の減量等

※メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンが要因のもの

4 計画期間中の削減量内訳の考え方

項目	削減量 (t-CO ₂)	考え方
建築物の省エネ改修	2,300	過去の実績等から試算
県有施設の『RE100』化	15,500	電気使用量の実績から試算
LEDへの転換	14,000	庁舎等照明と信号灯器をLED化
EV、FCVの導入	500	ガソリン車200台をEV・FCVに切替え
太陽光発電の導入	500	20kWの太陽光を50か所設置
その他（職員の基本的な行動等）	200	運用改善による削減
計	33,000	

Ⅱ 長野県グリーン購入推進方針

1 趣旨

地球温暖化や廃棄物といった今日の環境問題を解決するためには、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄に象徴されるライフスタイルを見直し、環境負荷の少ない持続可能な社会に変えるよう取り組むことが必要です。その取組の一つとして、物品や役務（以下「物品等」という。）を調達する際に、品質や価格だけでなく環境に配慮した物品等を優先的に調達する「グリーン購入」があります。

この方針は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）」第 10 条第 1 項の規定により、県が事業者として率先してグリーン購入を推進するために必要な事項を定めます。

また、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）」の規定に基づき国が推進している温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（環境配慮契約）のうち「電力供給の契約」についても、この方針において必要な事項を定めます。

2 グリーン購入推進に当たっての基本的な考え方

グリーン購入を推進する前提として、以下の点について留意します。

- (1) 事前に物品等の必要性と適正量を十分検討し、調達総量をできるだけ抑制します。
- (2) 物品等の価格や品質だけでなく、資源採取から廃棄に至るまでの物品のライフサイクル全体への環境負荷に配慮し、かつ、長期使用や分別廃棄の可否等についても考慮します。
- (3) 物品等の長期・適正使用及び廃棄時の分別を行い、環境負荷を低減します。
- (4) 温室効果ガスである CO2 排出削減のため、輸送エネルギーのかからない地元産のものを積極的に導入します。
- (5) 環境に配慮した事業活動を行っている事業者から優先して調達します。

3 調達を推進する環境物品等の品目及び判断基準

国が策定した「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）及び長野県認定制度等[※]に基づき、調達を推進する環境物品等の品目、調達目標及びその判断基準を別紙 1-1、2（国準拠品目）及び別紙 2-1、2（県独自品目）のとおりとします。

4 対象となる組織

県の機関全てを対象とします。

5 推進体制

本庁舎及び現地機関ともに、所属長を責任者、各所属のエコマネジメント長野推進員を推進担当者とします。

※ 長野県グリーン購入推進方針対象品目に含まれる長野県認定制度等

- ・「信州リサイクル製品認定制度」（長野県環境部資源循環推進課）
- ・「信州の環境にやさしい農産物認証制度」（長野県農政部農業技術課）
- ・「長野県原産地呼称管理制度」（長野県産業労働部日本酒・ワイン振興室（酒類）・農政部農業技術課（米））
- ・「信州木材製品認証制度」（長野県林務部県産材利用推進室）
- ・「信州プレミアム牛肉認定制度」（長野県農政部農産物マーケティング室）
- ・「信州伝統野菜認定制度」（長野県農政部園芸畜産課）
- ・「エコファーマー認定制度」（長野県農政部農業技術課）
- ・県有施設で使用する電気の「省 CO₂化」

Ⅲ 長野県公共事業等環境配慮推進要綱

	平成 23 年 1 月 18 日 22 自保第 255 号
一部改正	平成 23 年 4 月 1 日 23 環政第 2 号
一部改正	平成 24 年 4 月 17 日 24 環政第 26 号
一部改正	平成 25 年 4 月 1 日 25 環政第 5 号
一部改正	平成 26 年 5 月 1 日 26 環政第 33 号
一部改正	平成 29 年 3 月 22 日 28 環政第 290 号
一部改正	令和 2 年 5 月 1 日 2 環政第 32 号
一部改正	令和 3 年 3 月 12 日 2 環政第 292 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、長野県が実施する公共事業等の計画及び実施に当たって環境配慮を推進するために必要な手続等を定めることにより、当該事業の実施が及ぼす環境への影響をできる限り回避し、又は低減することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象事業 県が実施主体となる公共事業等のうち別表第 1 の左欄に掲げる事業の種類ごとに同表の右欄に掲げる対象規模に該当する事業及びそれ以外の事業で公共事業等を実施する部局等の長がこの要綱の対象としようとするものをいう。
- (2) 環境配慮 環境に与える影響を回避し、又は低減するための措置及び良好な環境を保全し、又は創造するための措置をいう。

(環境配慮庁内連絡会議)

第 3 条 次に掲げる専門的事項を処理するため、環境配慮庁内連絡会議（以下「庁内連絡会議」という。）を設置する。

- (1) 公共事業環境配慮書（案）（様式 1）（以下「配慮書（案）」という。）の作成に係る環境情報の提供、環境配慮の内容に関する助言その他の技術的支援に関すること
- (2) 公共事業環境配慮書（様式 2）（以下「配慮書」という。）の審議に関すること
- (3) 公共事業環境配慮実施報告書（様式 3）（以下「実施報告書」という。）の評価に関すること
- (4) 環境配慮制度の検討に関すること

2 庁内連絡会議は、別表第 2 に掲げる者により構成する。

3 庁内連絡会議に会長を置き、環境政策課長をもってあてる。

4 庁内連絡会議の庶務は、環境政策課が行う。

(配慮書(案)の作成)

第4条 対象事業を実施しようとする部局等の長(以下「事業部局の長」という。)は、対象事業を実施しようとする地域及びその周辺の環境の状況について、別表第4に掲げる共通環境配慮指針及び別表第5に掲げる地域別環境配慮指針に基づき、当該事業に係る環境配慮の内容を検討した上、次に掲げる事項を記載した配慮書(案)を作成し、当該事業の実施箇所を明らかにした位置図を添付し、環境部長に提出する。

- (1) 事業名称、事業概要及び関係法令等の規制
- (2) 留意すべき地域の概況
- (3) 想定される影響又は環境配慮の方針

2 事業部局の長は、配慮書(案)の作成に当たり庁内連絡会議及び別表第3に掲げる機関に技術的支援を求めることができる。

(配慮書(案)の公表及び意見書の提出)

第5条 環境部長は、前条第1項の規定により配慮書(案)の提出があったときは、県ホームページでこれを公表する。

2 配慮書(案)について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前項の公表の日から30日を経過する日までの間に、環境部長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができる。

3 前項の意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象である事業の名称
- (3) 配慮書(案)についての環境の保全の見地からの意見

4 環境部長は、第2項の意見書の提出があったときは、その写しを事業部局の長に送付する。

(配慮書(案)に対する関係機関の長の意見)

第6条 環境部長は、第4条第1項の規定により配慮書(案)の提出があったときは、関係機関の長及び対象事業実施箇所の所在する市町村長に環境の保全の見地からの意見を聴く。

2 関係機関の長及び市町村長は、前項の規定により環境部長から意見照会があったときは、30日以内に環境の保全の見地からの意見を書面により環境部長に提出することができる。

3 環境部長は、前項の意見書の提出があったときは、その写しを事業部局の長に送付する。

(配慮書(案)に対する環境部長の意見)

第7条 環境部長は、第4条第1項の規定により配慮書(案)の提出があったときは、前条第2項の意見を勘案するとともに、第5条第2項の意見に配慮して、60日以内に事業部局の長に対し、環境の保全の見地からの意見を書面により述べる。

2 環境部長は、前項の場合において必要があると認めるときは、専門家の意見を聴くことができる。

(環境の保全の見地からの意見の反映等)

第8条 事業部局の長は、前条第1項の環境の保全の見地からの意見を勘案して必要があると認めるときは、計画への反映等を行った上で環境配慮の方針を決定し、次に掲げる事項を記載した配慮書を作成し、環境部長に提出する。

- (1) 事業名称、事業概要及び関係法令等の規制
- (2) 環境配慮の方針
- (3) 環境部長の意見内容及び事業部局の見解

2 事業部局の長は、前項の配慮書を作成する場合において必要があると認めるときは、住民に対する説明を行う。

(配慮書の公表)

第9条 環境部長は、前条第1項の規定により配慮書の提出があったときは、必要に応じて当該配慮書の内容について庁内連絡会議の意見を聴くことができる。

- 2 環境部長は、必要があると認めるときは、事業部局の長に対して配慮書の内容を修正するよう求めることができる。
- 3 事業部局の長は、前項の規定による環境部長の求めがあったときは、配慮書の内容を修正するものとする。
- 4 環境部長は、前3項の手続を経た配慮書を県ホームページで公表する。
- 5 事業部局の長は、配慮書のとおり環境保全に適正な配慮をして対象事業を実施する。

(対象事業の実施の制限)

第10条 事業部局の長は、配慮書が公表されるまでは対象事業の工事に着手しない。

(対象事業の廃止手続)

第11条 事業部局の長は、配慮書(案)の公表後に対象事業を実施しないこととしたときは、環境部長にその旨を通知する。

2 環境部長は、前項の通知があったときは、県ホームページにその旨を公表する。

(実施段階の手続)

第12条 事業部局の長は、対象事業に係る工事の完了後速やかに、次に掲げる事項を記載した実施報告書を作成し、環境部長に提出する。

この場合において、事業年度が複数年にわたる場合は、年度ごとに様式3により公共事業環境配慮実施状況報告書を環境部長に提出する。

- (1) 事業名称、事業概要及び関係法令等の規制
- (2) 環境配慮の方針及び環境配慮の実施内容（環境配慮の方針と異なる場合はその理由）
- (3) 達成状況の評価

2 環境部長は、前項の規定により実施報告書の提出があったときは、必要に応じて当該実施報告書の内容について庁内連絡会議の意見を聴くことができる。

3 環境部長は、第1項の規定により実施報告書の提出があったときは、県ホームページでこれを公表する。

（手続の再実施）

第13条 事業部局の長は、第9条の規定により配慮書を公表した後に対象事業の内容を変更しようとする場合（事業の実施により想定される環境への影響又は環境配慮の方針に著しい変化が生じない軽微な変更する場合を除く。）は、環境部長と協議のうえ、改めて第4条から第8条までに掲げる手続を行う。

2 事業部局の長は、第9条の規定により配慮書を公表した日から5年を経過した日以後に対象事業に係る工事に着手しようとする場合又は対象事業に係る工事を5年以上中断した後再開しようとする場合で必要と認めるときは、環境部長と協議のうえ、改めて第4条から第8条までに掲げる手続を行う。

（他の法令に基づく手続との調整）

第14条 法令等に別段の定めがあるときその他この要綱の規定に基づく手続による場合と同等以上の環境配慮が確保されると認められるときは、環境部長と事業部局の長が協議の上、この要綱に定める手続の全部又は一部を省略することができる。

（適用除外）

第15条 この要綱の規定は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は長野県環境影響評価条例（平成10年長野県条例第12号）に基づき環境影響評価を実施する事業については適用しない。

2 この要綱の規定は、災害の復旧若しくは防止のため又はその他特別な事情により緊急に実施することを必要とする事業については適用しない。

（対象事業以外の事業の環境配慮）

第16条 対象事業以外の公共事業等を実施する部局等の長は、共通環境配慮指針及び地域別環境配慮指針の趣旨に沿って環境配慮に努めなければならない。

（県以外の者が事業の実施主体となる場合の環境配慮）

第17条 県が管理する道路等の施設において、県以外の者が実施主体として行う道路自営工事等の事

業が別表第1の左欄に掲げる事業の種類ごとに同表の右欄に掲げる対象規模に該当する場合は、当該施設を管理する機関の長は、この要綱に定める手続きを行うよう、当該事業を実施しようとする者に要請するものとする。

- 2 前項の場合において配慮書が公表されたときは、環境部長は、当該施設を管理する機関の長に配慮書の写しを送付し、当該事業において当該事業を実施する者により配慮書に基づく適正な環境配慮がなされるよう、要請するものとする。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、公共事業等の環境配慮の推進に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年3月11日から施行する。

(経過処置)

- 2 この要綱の施行の日において、現に着手している対象事業については、この要綱の規定は適用しない。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月17日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

この要綱は、令和3年3月12日から施行する。

(別表第1)(第2条)

事業の種類	対 象 規 模
道路(国道、県道、農道、林道)の新設・改築 及び街路の整備	延長1km以上
河川の整備及び改修	放水路(分水路)、捷水路(ショートカット)などの新設の延長1km以上
ダムの建設 (砂防、治山を除く)	すべて ※ ダムの機能維持を図る堰堤改良工事等を除く
砂防堰堤の建設	施工区域面積 1ha以上 ※ 施工区域面積: 本体工事区域+堆砂敷の面積
治山堰堤の建設	
山腹工事	施工区域面積1ha以上 ※ 施工区域面積: 構造物、緑化工を含む本体工事面積
地すべり防止工事	
急傾斜地崩壊防止工事	
公園の整備	土地の形質変更面積1ha以上
下水道終末処理場の建設	すべて
農用地の開発	開発面積1ha以上
ほ場の整備	区画整理面積20ha以上
かんがい排水施設の新設及び更新	延長1km以上
ため池の新設及び廃止	すべて
ため池の改修	堤高10m以上
水力発電所の建設	出力1000kW以上
浄水場・配水池の建設	事業区域面積1ha以上
建築物の新築又は増築	延べ面積5000㎡以上
土地の造成	事業区域面積2ha以上

(別表第2)(第3条)

所 属	職 等
環境部 環境政策課	所属長の指定する職員
環境部 環境政策課 ゼロカーボン推進室	
環境部 水大気環境課	
環境部 自然保護課	
環境部 資源循環推進課	
農政部 農地整備課	
林務部 森林政策課	
建設部 建設政策課 技術管理室	
建設部 建築住宅課	
企業局	
教育委員会 文化財・生涯学習課	
環境保全研究所	

(別表第3)(第4条)

担当業務	課所
総括	環境政策課
大気環境	水大気環境課 環境保全研究所
水環境	水大気環境課 河川課 環境保全研究所
地形・地質	環境保全研究所
野生動植物	自然保護課 森林づくり推進課 鳥獣対策・ジビエ振興室 環境保全研究所
景観	都市・まちづくり課
自然とのふれあい	環境保全研究所
文化財等	文化財・生涯学習課
廃棄物・建設残土	資源循環推進課 技術管理室 環境保全研究所
省資源・省エネルギー・ 温室効果ガス	ゼロカーボン推進室 環境保全研究所
光害	水大気環境課

共通環境配慮指針

環境要素	配慮事項
大気環境	<p>地域の大気環境を保全するため、周辺の土地利用や生活環境の状況と事業による影響要因を考慮し、大気汚染や、騒音、振動、悪臭、粉じん、有害化学物質などによる環境への負荷の回避又は低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大気汚染の防止 <ul style="list-style-type: none"> ・ 資材等の運搬ルートは、居住系地域内の走行はできる限り避ける。 ・ 交通流の円滑化により、大気汚染、騒音、振動の発生を防止する。 ・ 集じん装置、有害物質処理装置等の設置を行い、大気汚染の発生を防止する。 ・ 有害物質の使用、保管等の管理を徹底する。 ・ 土砂表層や道路の散水、車両や機械の清掃等を行い、粉じんの飛散を防止する。 ・ 防じんシートの設置を行い、粉じんの飛散を防止する。 ・ 排出ガス対策型の車両や機械を使用する。 ○ 騒音、振動の防止 <ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間・早朝の資材運搬及び機械の稼働をできる限り避ける。 ・ 著しい騒音、振動を発生する工法を避ける。 ・ 低騒音・低振動型の建設機械を使用する。 ・ 防音壁、防音シート、緩衝緑地帯等の遮音設備・吸音設備を設置し、騒音を低減する。 ・ 道路において、高機能舗装等の採用により騒音の低減に努める。 ○ 悪臭の防止 <ul style="list-style-type: none"> ・ 悪臭原因物質を使用しない又は使用量を削減する。 ・ 悪臭原因物質の使用、保管等の管理を徹底する。 ・ 臭気除去装置を設置する。 ・ 建築物の機密性向上、出入口の構造の工夫、排水処理槽の被覆等により、悪臭の漏洩を防止する。

水環境	<p>地域の水環境を保全するため、周辺の土地利用や生活環境の状況と事業による影響要因を考慮し、水質汚濁の防止や水循環の保全に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 水質汚濁の防止 <ul style="list-style-type: none"> ・ 上水道などの水源地近傍への立地は、できる限り避ける。 ・ 土地の履歴調査により汚染物質の有無を把握する。また、鉱脈、鉱山跡地等で重金属等が偏在する場所の造成をできる限り避ける。 ・ 沈砂池・沈澱池や濁水処理装置等を設置し、濁水や油脂類の排水を避ける。 ・ 農薬を使用しない又は使用量を削減する。 ・ チェーンソーを使用する際は、生分解性チェーンオイルを使用する。 ・ 地盤改良は、適切な薬液を選定し、必要最低限の薬液注入範囲とする。 ・ 水道水源、貴重な動植物分布地、取水地点、すでに汚染が著しい地域等への排水をできる限り避ける。 ・ 水の循環使用等により排出負荷を低減する。 ・ 工事仮設事務所からの生活雑排水を適正に処理する。 ○ 水循環の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・ 透水性舗装の導入、舗装面の削減、浸透側溝・浸透柵・芝舗装の導入等、雨水の地下浸透により水循環を保全する。 ・ 水田や地下水・湧水を保全する。 ・ 地下水を使用しない又は使用量を削減する。 ・ 山間部において、流域界の変更や沢の埋立を避ける。 ・ 河川において、下流域の環境の保全のため、正常な流量を確保する。 ・ 浄化機能維持のため、水辺植生を保全する。 ・ 掘削や地下構造物の設置等により地下水の流動を阻害しないように努める。
地形・地質	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境の保全上重要な地形・地質の改変の回避 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の特性を形成する重要な地形・地質の改変をできる限り避ける。 ・ 地すべり、崩壊、土石流等の危険性の高い地域や、近い将来活動する可能性のある活断層の区域の改変をできる限り避ける。 ○ 改変面積の最小化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地形の改変の少ない位置・ルート・工法を選定する。 ・ 段階的に工事を行い、広範な裸地の出現を防止する。 ・ 工事により裸地化する箇所は、早期の緑化を行い、表層土壌の侵食を防止する。 ・ 工事施工ヤードの設置は、必要最小限の面積とする。 ・ 工事により一時的に改変する自然環境の原形復旧に努める。 ・ 法面勾配の検討、適切な崩壊防止工法の選定、排水工、緑化工等により、崩壊その他の危険性を防止する。

<p>野生動植物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自然環境の保全上重要な地域の改変の回避 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然性の高い地域や希少な動植物の生息・生育地等、自然環境の保全上重要な地域の改変をできる限り避ける。 ○ 野生動植物の生息・生育空間の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・ 動物の移動経路の分断をできる限り避ける又は新たな移動経路を確保する。 ・ 河川・水路に横断構造物を設置する場合は、水棲生物の自由な移動を確保する。 ・ 水際部を保全し、自然植生の連続性を確保する。 ・ 河川において、瀬や淵の保全又は創出を行う。 ・ 回避措置を基本とするが、それができない場合は、重要な植物を個体群の維持が可能な生育適地へ移植・播種する又は生育地を創出し移植・播種する。 ・ 回避措置を基本とするが、それができない場合は、重要な動物を個体群の維持が可能な生息適地へ移動させる又は生息環境を創出し移動を促す。 ・ 重要な植物の移植・播種又は重要な動物の移動を行った場合は、定着や繁殖の状況の確認を行う。 ・ 進入防止柵を設置し動物の侵入を防止する。 ○ 動物の繁殖期における影響の低減 <ul style="list-style-type: none"> ・ 重要な動物等の繁殖期、産卵期の工事をできる限り避ける。 ○ 地域独自の生物多様性の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両、資機材、作業着、靴等を適切に洗浄し、外来種の持込み防止に努める。 ・ 工事により裸地化する箇所は、早期の緑化を行い、外来植物の侵入・定着・拡大の防止に努める。 ・ 工事予定地の表土を用いた覆土による植生回復や地域由来の在来植物を用いた緑化に努める。 ・ 特定外来生物が確認された場合は、関係機関と相談の上、駆除に努める。 ○ 動植物への負担の少ない形状・素材の使用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 落下した小動物が脱出できる側溝、透過型えん堤、多段式落差工、自然石空張護岸等動植物への負荷の少ない構造を検討する。 ・ 自然石、自然素材、多自然型製品等動植物への負荷の少ない素材を使用する。
<p>景観</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ すぐれた景観の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・ 主要な景観資源の改変をできる限り避け、影響を及ぼすおそれがある場合は修景に努める。 ・ 主要な眺望景観や自然・文化的景観を阻害するような建築物の立地をできる限り避ける。 ・ 工事箇所の整理整頓・美化に努め、仮施設や資材置き場は目立ちにくい配置にする。 ○ 良好な景観の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺地域の環境との調和に配慮した施設の配置・規模・形態・意匠・色彩・素材等 ・ 樹木の伐採はできる限り避ける又は植樹等による緑化に努める。

自然とのふれあい	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自然とのふれあいの場への立地の回避 <ul style="list-style-type: none"> ・ 不特定多数の人が利用している自然とのふれあいの場又はふれあい活動に重大な影響を与える周辺環境の改変をできる限り避ける。 ○ 自然とのふれあい空間の創出 <ul style="list-style-type: none"> ・ 遊水施設やせせらぎ水路、池、親水護岸、階段や飛び石など水辺空間の整備に努める。 ・ 河川、水路などの暗渠化は避けるよう努める。 ・ ビオトープを創造し、自然とのふれあいの場を創出する。
文化財等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文化財等への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財等地域で親しまれている歴史的な建築物・構造物などやその周辺へ影響を及ぼすおそれがある立地をできる限り避ける。 ・ 原則として史跡・名勝・天然記念物の指定地内への立地は避ける。また、史跡等の周辺や埋蔵文化財を包蔵する可能性の高い土地への立地をできる限り避ける。
廃棄物・建設残土	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建設廃棄物や建設残土の発生抑制 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設副産物の発生を抑制する施設配置、線形、工法、資材などの採用に努める。 ・ 建設廃棄物や建設残土の適正処理を行う。 ○ 建設廃棄物や建設残土のリサイクル <ul style="list-style-type: none"> ・ 現場発生材の原位置リサイクル等、建設廃棄物や建設残土のリサイクルを推進する。 ○ 資源の有効利用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用基準等に留意の上、再生 As 合材、再生骨材、木材チップ、建設汚泥改良土等再生資材の利用を推進する。 ・ 自然石、県産木材等環境に負荷の少ない資材の利用を推進する。 ・ 信州リサイクル認定製品の利用を推進する。
省資源・省エネルギー・温室効果ガス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境への負荷の少ない機械の利用等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 低燃費型建設機械や省エネ機構搭載型建設機械を積極的に使用する。 ・ アイドリングストップ、エンジン回転数の抑制等機械の省エネ運転に努める。 ・ 点検整備を行い適正な燃費消費率を維持する。 ○ エネルギーの有効利用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の建設に当たっては温室効果ガス削減に努めた計画とする。 ・ 地熱、太陽光、バイオマス等の自然エネルギーや雨水、廃熱等の有効利用に努める。 ・ LED 照明、節水機器等の省エネルギー設備の導入に努める。 ・ 建築物の断熱化に努める。
日照障害・電波障害・光害	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日照障害への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・ 日照障害が生じないように施設の配置や構造、形状等に配慮する。 ○ 電波障害への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・ 電波障害が予測される場合は、電波吸収材や反射材の使用による反射障害や遮へい障害の防止又は代替措置を検討する。 ○ 光害への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・ 照明の設置に当たっては照明の範囲、時間、照度、光源種類などに配慮し、周辺の生活環境や野生動植物、農作物等への悪影響を低減する。

地域別環境配慮指針

地域	環境配慮事項
山地 ・ 丘陵	<p><基本的な考え方></p> <p>山地・丘陵地域は、森林や湿原、溪流など、多くの自然性の高い環境要素から構成され、それらの地域特性を反映した良好な自然環境を形成しており、自然環境や我々の生活環境の保全上、極めて重要な役割を持つ地域である。</p> <p>このため、事業計画の策定に際しては、その必要性や立地の妥当性をあらかじめ十分検討した上で、大気浄化や清澄な水源のかん養機能をはじめ、多様な生物の生息・生育空間や自然とのふれあいの場としての機能の保全に十分配慮する。</p> <p><配慮に努める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 希少な動植物の生息・生育環境の確保 ○ 事業規模の最適化や工法の工夫による改変面積の最小化 ○ 動物の移動に支障がないような緑地の保全・創造 ○ 河川、湖沼等の良好な水質、水量等の保全や湿地の乾燥化の防止 ○ 有害化学物質などによる水資源の汚濁防止 ○ 希少な動物の繁殖期を避けるなど工事時期への配慮 ○ 地形・地質、森林等の自然景観への配慮 ○ 水源かん養機能のある森林の保全
平野 ・ 田園	<p><基本的な考え方></p> <p>平野・田園地域は、里山や耕作地など、人と自然との密接な関わりにより育まれてきた身近な自然が広がり、地域独自の多様性に富んだ半自然的な環境が形成されており、人の日常生活と自然環境との関わりが深い地域である。</p> <p>このため、事業計画の策定に際しては、人の生活環境の保全とともに、身近で多様性に富んだ自然環境の保全にも十分配慮する。</p> <p><配慮に努める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 池や沼、河川敷、水田などの生物の生息及び生息地の保全 ○ 身近な自然とのふれあい活動の場の保全・創出 ○ 健全な水循環の維持及び地盤沈下防止のため、水田や地下水・湧水の保全 ○ 工事や供用時における濁水等の処理対策の充実による、河川やため池等の汚濁防止 ○ 都市生物や外来種の侵入・繁殖の防止

市街地	<p><基本的な考え方></p> <p>都市機能が集積した市街地は、多くの人々の生活空間であり良好な生活環境の保全（大気汚染や水質汚濁、悪臭、騒音等の防止）が強く求められる。</p> <p>また、人工改変区域が多くを占める市街地に一部残る緑地や河川等は、その自然的環境に依存する、独自の生態系を形成している場合もある。</p> <p>このため、事業計画の策定に際しては、生活環境の保全に十分配慮するとともに、歴史的・文化的資源の保全や残された自然的要素の保全、新たな生物生息・生育空間の創造に十分配慮する。</p> <p>また、地球環境保全の観点から、省資源・省エネルギーの推進や温室効果ガスの排出抑制等にも十分配慮する。</p> <p><配慮に努める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 交通流の円滑化による排気ガスや騒音の低減 ○ 雨水の地下浸透等による健全な水循環の維持・回復、地盤沈下の防止 ○ 新たな工作物の存在・供用や工事による大気や水質、騒音など周辺影響への配慮 ○ 河川の水質、水量、生態系への配慮 ○ 残存する自然環境や都市内の緑地等の保全 ○ 緑地や都市公園の整備に伴うビオトープの創造 ○ 建築物などのデザイン、高さ、色彩について周辺景観への配慮 ○ 省エネルギー、新エネルギーの利用等による二酸化炭素排出量削減 ○ 日照障害・電波障害等による周辺的生活環境への影響防止
-----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

公共事業環境配慮書(案)

部所 課

事業名称	
事業名	
整理番号	
事業の種類	
市町村名	
箇所名	
事業年度	
事業概要	
目的	
計画概要(延長・幅員・面積・工種など)	
関連する事業計画	
その他特記事項	
関係法令等の規制	
自然環境保全地域等の指定状況	
土地利用規制の状況	
その他	
社会的要素	
留意すべき地域の概況	
交通の現況	
土地利用の現況	
生活関連施設の現況	
その他	
自然的環境要素	
環境配慮の方針	
大気環境	留意すべき地域の概況
水環境	留意すべき地域の概況
地形・地質	留意すべき地域の概況
野生動植物	留意すべき地域の概況
景観	留意すべき地域の概況
自然とのふれあい	留意すべき地域の概況
文化財等	留意すべき地域の概況
廃棄物・建設残土	
省資源・省エネルギー・温室効果ガス	
日照障害・電波障害・光害	

事業名称			
事業名			
整理番号			
事業の種類			
市町村名			
箇所名			
事業年度			
事業概要			
目的			
計画概要(延長・幅員・面積・工種など)			
関連する事業計画			
その他特記事項			
関係法令等の規制			
自然環境保全地域等の指定状況			
土地利用規制の状況			
その他			
社会的要素		留意すべき地域の概況	
交通の現況			
土地利用の現況			
生活関連施設の現況			
その他			
自然的環境要素		環境配慮の方針	
大気環境	留意すべき地域の概況		
水環境	留意すべき地域の概況		
地形・地質	留意すべき地域の概況		
野生動植物	留意すべき地域の概況		
景観	留意すべき地域の概況		
自然とのふれあい	留意すべき地域の概況		
文化財等	留意すべき地域の概況		
廃棄物・建設残土			
省資源・省エネルギー・温室効果ガス			
日照障害・電波障害・光害			
番号	項目	環境部長の意見内容	事業部局の見解

事業名称		達成状況の評価
事業名		配慮した項目 ----- 配慮する全項目
整理番号		
事業の種類		
市町村名		
箇所名		
事業年度		
事業概要		
目的		
事業概要		
関連する事業計画		
その他特記事項		
関係法令等の規制		
自然環境保全地域等の指定状況		
土地利用規制の状況		
その他		
自然的環境要素	環境配慮の方針	環境配慮の実施内容 (環境配慮の方針と異なる場合はその理由)
大気環境		
水環境		
地形・地質		
野生動植物		
景観		
自然とのふれあい		
文化財等		
廃棄物・建設残土		
省資源・省エネルギー・温室効果ガス		
日照障害・電波障害・光害		

Ⅳ 長野県内の公共建築物・公共土木工事等における県産材利用方針

1 目 的

長野県内の公共建築物の整備及び公共土木工事等において積極的に県産材(長野県内で素材生産された木材。以下同じ。)の利用を促進するための方針を定めるとともに、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、国が定めた公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針に則して、同条第2項に掲げる必要な事項を定め、「長野県森林づくり指針」(注1)が目指す「木を活かした力強い産業づくり」の実現に資するものとする。

2 木材の利用を促進する公共建築物

本方針における木材の利用を促進する公共建築物は、法第2条第1項に規定する公共建築物をいい、別表1及び別表3のとおりとする。

3 基本的な事項

- (1) 県が行う公共建築物の整備及び公共土木工事等の実施に当たっては、可能な限り木材を使用した方法を採用し、県産材を使用するよう努めるものとする。
- (2) 県は、市町村が法第9条第1項に規定する市町村の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針を定め積極的に木材を利用する場合、これを支援するよう努めるものとする。
- (3) 県は、国、市町村、地方公共団体以外の公共建築物を整備する者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者及び木材の利用促進に努める設計者等と相互に連携し、県産材の利用促進及び供給確保を図るよう努めるものとする。

4 県が行う公共建築物の整備等における木材利用の推進

(1) 施設の木造化の推進

ア 県が整備する建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層(注2)の公共建築物においては、別表2に掲げる場合を除き、原則として木造化(主要な構造部材に木材を使用すること。以下同じ。)するものとする。

イ 県が整備する建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、木材の耐火性等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努めるものとする。

ウ 木造化が困難な施設は、木造と他工法との混構造を検討するなど、可能な限り木材の使用について配慮するものとする。

エ 県が木造化を推進する施設は、別表1のとおりとする。

(2) 施設の木質化の推進

ア 県が整備する公共建築物については、木造により整備する場合はもとより、木造化できない場合であっても、別表2に掲げる場合を除き、原則として木質化（主要な構造部材以外の仕上げ材等に木材を使用すること。以下同じ。）するものとする。

イ 県が、特に木質化を重点的に推進する施設及び箇所は、別表3のとおりとする。

(3) 家具・備品・調度品等の木質化の推進

ア 県が公共建築物に導入する家具・備品・調度品等は、可能な限り木材製品とするものとする。

イ 県が、特に木質化を重点的に推進する家具・備品・調度品等は、別表4のとおりとする。

(4) 木質バイオマス等の推進

県は、公共建築物へ暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。

(5) 県が整備する公共建築物において利用する木材（木材を原材料として使用した製品を含む。）

県は、公共建築物において利用する木材の調達に当たっては、長野県グリーン購入推進方針（注3）に定められている品目に該当するものについては、長野県グリーン購入推進方針に即するものとする。

5 県が行う公共土木工事等における木材利用の推進

(1) 県が行う公共土木工事等においては、木材利用を積極的に進めるとともに、環境負荷の大きい工法を減らし、環境に配慮した自然共生型の工法を取り入れるものとする。

(2) 県が、特に木材利用を重点的に推進する工法については、別表5のとおりとする。

(3) 県は、信州型木製ガードレールや標識・看板等の木製化など、公共土木工事等における木材の新しい利活用に積極的に取り組むものとする。

(4) 県は、公共土木工事等に使用する木材（木材を原料として使用した製品を含む。）の調達に当たっては、長野県グリーン購入推進方針に定められている品目に該当するものについては、長野県グリーン購入推進方針に即するものとする。

6 県が行う県産材利用の推進

(1) 県が行う公共建築物の整備及び公共土木工事等において使用する木材は、別表6に掲げる場合を除き、原則として県産材とする。

(2) 県が行う公共建築物の整備等における県産材の使用に当たっては、可能な限り信州木材認証製品センター（注4）の信州木材認証製品（注5）又は同等品以上の品質・規格・性能を有するもの及び新たに開発された木質部材等の使用に努めるものとする。

(3) 県が行う公共建築物の整備及び公共土木工事等において使用する木材は、原則として長野県産材CO₂固定量認証制度（注6）に基づき、CO₂固定量を算定するものとする。

- 7 県が補助する公共建築物の整備及び公共土木工事等における県産材利用の推進
県は、市町村等が行う公共建築物の整備及び公共土木工事等の補助に当たっては、事業主体の理解を求め、可能な限り上記2から6に準じて県産材が積極的に使用されるよう配慮するものとする。
- 8 公共建築物の整備の用に供する県産材の適切な供給の確保
県は、森林所有者や素材生産業者等の林業従事者、木材製造業者その他の木材の供給に携わる者が連携して取り組む木材の適切な供給確保を促進するため、国が行う法第10条第1項に規定する木材製造の高度化に関する計画の認定制度に協力するとともに、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）第2条第2項に規定する合法伐採木材等の円滑な供給の確保を図りつつ、必要な施策の着実な推進を図るものとする。
- 9 公共建築物の整備や公共土木工事等の用に供する木材の生産に関する技術の開発
県は、木材製造業者その他の木材生産に携わる者と連携し、木材の利用の促進に関する研究及び技術の開発・普及の促進を図るものとする。
- 10 県産材利用者への情報の提供
県は、県産材利用者のニーズに対応した高品質で適正な価格の木材の供給及びその品質等に関する正確な情報の提供、木材の具体的な利用方法の提案等に努めるものとする。
- 11 公共建築物及び公共土木工事等における県産材の利用促進のための体制及び利用状況の公表
県は、県産材の利用拡大のために設置した「県産材利用促進連絡会議（注7）」において、各部局間の連絡調整、公共建築物や公共土木工事等における県産材利用の促進に向けた措置の検討を行うものとする。
また、連絡会議は、国、地方公共団体及び県が関与した公共建築物及び公共土木工事等における木材及び県産材の利用状況並びに必要に応じて木材利用の促進に資する有益な情報や優良事例等を毎年取りまとめ公表する。

附 則

この方針は、平成16年4月1日から適用する。

変更 平成22年12月13日

変更 平成24年3月22日

変更 平成25年3月25日

変更 平成29年10月31日

(注1) 長野森林づくり指針

平成22年11月に改定したもので、県の森林づくりに関する基本的な展開方向を定めたもの。特に、これまで育ててきた多くの森林が木材として使える時代を迎えることから、木材利用と関連産業の強化を定めている。

(注2) 低層

本利用方針では、高さ13m以下かつ軒高9m以下で延べ床面積3,000㎡以下の建築基準法の耐火性能を求めない建築物をいう。

(注3) 長野県グリーン購入推進方針

国等による環境物品等の調達に関する法律(平成12年5月31日法律第100号)に定める法第10条第1項の規定に基づき、事業者としての長野県が率先してグリーン購入を推進するために必要な事項を定めたもの。

木材については、間伐材や原木の生産された国又は地域における森林に関する法律に照らして手続きが適切になされた材であることとしている。

(グリーン購入)

環境負荷の少ない持続可能な社会を目指し、物品や役務を調達する際に、品質や価格だけでなく環境に配慮した物品を優先的に購入すること。

(注4) 信州木材認証製品センター

県産材製品を良質な製品としての安定供給とその需要拡大を目的に、林業・木材産業関係団体により設立された団体。

(注5) 信州木材認証製品

信州木材認証製品センターが定める、乾燥、品質、寸法の一定の基準をクリアし、樹種(銘柄名)、含水率(乾燥方法)、寸法、製造社名等が表示された製品。

(注6) 長野県産材CO₂固定量認証制度

木材が貯蔵している二酸化炭素の量を算定・認証することで、木材利用の地球環境への貢献度を「見える化」する制度で、県産材を使用した公共工事や個人住宅、企業の木質化、木製品等を対象としている。

(注7) 県産材利用促進連絡会議

昭和61年に発足。循環型社会の構築と長野県の森林を育み、地域を生かす地産地消による県産材の利用促進のための施策の検討と実現を図る組織。副知事を会長とする。

別表 1

木造化を促進する施設	広く長野県民の利用に供される社会教育・体育施設（図書館、美術館、青年の家、博物館、記念館、体育館、水泳場、公民館など）、保健・衛生施設（病院、診療所、保健所など）、社会福祉施設（児童福祉施設、老人福祉施設、障害者福祉施設など）、教育・研修施設（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、専修学校、各種学校、研修所、講習所など）、行政施設（庁舎など）、住宅施設（公営住宅、職員住宅など）、研究施設（試験場、研究所など）、その他の施設（保養施設、観光施設、公共交通機関の旅客施設及び休憩所など）
	その他県が整備する施設

別表 2

1 法令の規定等により木材が使用できない場合
2 構造、耐久性など技術的に木材の使用が困難である場合
3 その他相当な理由により木材の使用が適当でない場合

別表 3

特に木質化を重点的に促進する施設	特に木質化を重点的に促進する箇所		
	各施設共通の箇所	施設ごとの箇所	
社会教育・体育施設（図書館、美術館、青年の家、博物館、記念館、体育館、水泳場、公民館など）		展示室、資料室、図書館、研修室、講堂、アリーナ、宿泊室、食堂等	
保健・衛生施設（病院、診療所、保健所など）		待合室、食堂等	
社会福祉施設（児童福祉施設、老人福祉施設、障害者福祉施設など）		ホール	リハビリ室、図書室、研修室、面談室、居室、娯楽室等
教育・研修施設（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、専修学校、各種学校、研修所、講習所など）		ロビー	教室、職員室、進路相談室、体育館、図書室、保健室等
行政施設（庁舎、警察署、交番など）		廊下	
住宅施設（公営住宅、職員住宅など）		会議室	事務室、会議室、各種相談室、応接室、講堂、食堂等
研究施設（試験場、研究所など）			各住戸内の玄関、居室等
		研修室、展示室、事務室等	

その他の施設（保養施設、観光施設、公共交通機関の旅客施設及び休憩所など）		上記に準じた箇所
--------------------------------------	--	----------

別表 4

特に木質化を重点的に推進する家具・備品・調度品等	
机	事務用、学習用、OA用、会議室用、応接用、待合室用、ロビー用等
椅子	事務用、学習用、会議室用、応接用等、待合室・ロビー用等
収納家具	書庫、書棚、ロッカー、キャビネット、棚等
その他	パーテーション、案内板、掲示板、傘立て、ハンガー、名札、ベンチ、プランター、その他外構部材等

別表 5

特に木材利用を重点的に推進する工法
信州型木製ガードレール、木製(残置)型枠工及び柵工・筋工・沈床工・水路工・階段工・仮設工等で木材の利用が可能な構造物等

別表 6

1 法令の規定等により県産材の使用を指定できない場合
2 県産材による供給が困難である場合
3 その他相当な理由により県産材の使用が適当でない場合

V 長野県エコイベント実施方針

制定 平成 17 年 9 月

改定 平成 24 年 3 月

改定 平成 28 年 2 月

1 目的

イベントの開催には、地域振興、普及啓発、商品・サービスのPRなど様々な効果がある一方、エネルギーや資源の消費、廃棄物の発生、自然環境への影響などが生じ、環境への負荷を増大させる側面があります。このため、参加者の満足感やイベントの目的を損なわない範囲で、環境に配慮したイベントを実施していく必要があります。

長野県では、「温室効果ガス削減のための『第5次長野県職員率先実行計画』」に基づき、県が主催又は主体的に参画して開催するイベントにおいて、率先して環境配慮に取り組みます。

2 対象とするイベント

長野県が主催する又は主体的に関わる式典・行事・催し等のうち1,000人以上の参加者が見込まれるイベントを対象とします。

なお、対象から外れるイベントであっても、県が関与するものについては、できる限りこの方針に沿って環境配慮に努めるものとします。

3 基本方針

イベント開催における長野県の環境配慮への基本的な姿勢として、以下のとおり3つの基本方針を定めます。

(1) 自然との共生

周辺の自然環境や生態系への負荷を最小限に抑え、人と自然の共生を図ります。

(2) 地球環境の保全

自然エネルギーの利用や省資源・省エネルギーの取組を通じて環境負荷の低減を図ります。

(3) 県民意識の啓発

参加者の自発的な環境配慮の行動を促すなど、環境保全に対する意識の高揚を図ります。

4 環境配慮要件

3つの基本方針の下に、イベント開催に当たって配慮すべき要件として、以下のとおり6つの「環境配慮要件」を定めます。

また、環境配慮要件ごとに、必ず配慮に取り組む「必須項目」と、できる限り配慮を目指す「努力項目」を置き、これらの項目を考慮し創意工夫してイベントの運営を行うものとします。

(1) 会場周辺への配慮

イベントの開催場所を選定する際には、できる限り既存の施設を利用したり、騒音や振動の発生を抑制するなど周辺の自然環境や生活環境の保全に配慮します。

(2) 省資源・省エネルギー

自然光や自然風を取り入れる工夫を施したり、看板や装飾品などはできる限り既存の物品を利用するほか、自然エネルギーの活用を図ります。

また、温室効果ガス削減のためカーボン・オフセットに取り組みます。

(3) ゴミの発生抑制・リサイクル

ゴミの発生を抑制（リデュース）するほか、できるだけ再利用できるものを使用（リユース）し、発生が避けられないゴミは再生利用（リサイクル）を図ります。

(4) 公共交通機関の利用

イベントの会場は交通手段を考慮して設定するとともに、参加者に対して、公共交通機関や自転車など環境負荷の少ない交通手段を選択するよう呼びかけます。

(5) 参加者への周知

イベント参加者に対しても環境配慮への取組に協力を求めるとともに、イベントを通じて環境学習の機会の提供に努め、環境保全意識の高揚を図ります。

(6) 主催者の積極的な環境配慮

環境配慮責任者を置き、スタッフ一人ひとりの意識を高めるなど、主催者自らが積極的に環境配慮の取組を実践します。

5 実施方法

(1) イベント実施手順

環境に配慮したイベントの具体的な実施手順については、別に定める「長野県エコイベント実施要綱」によるものとします。

(2) 評価・検証

イベント実施後には、環境配慮に関する成果と課題、アンケート結果を取りまとめ、参考となる事例の情報提供を行うことにより取組の改善を図ります。

(3) 参加者への周知・呼びかけ

環境配慮の視点からの取組を公表し、併せて来場者・出展者等に対して環境配慮の実践を呼びかけます。

(4) 県民の参加と協働

イベントの企画・運営において県民の参加と協働を促すほか、アンケート調査に環境配慮の項目を含め出展者や参加者等から広く意見を聴取することに努め、環境に配慮したイベント実施への意識の高揚を図ります。

VI 長野県エコイベント実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は「長野県エコイベント実施方針」(以下「実施方針」という。)に基づき、長野県が主体的に関わって開催されるイベントについて、計画段階から実施に至るまで環境配慮を行うに当たり必要な手続き等を定めるものである。

(対象とするイベント)

第2条 県又は県が構成員となる実行委員会等が主催若しくは共催するなど、県が主体的に関わる式典・催し・行事等のイベントのうち、1,000人以上の県民参加が見込まれるものを対象とする。

なお、対象から外れるイベントであっても、県が関与するものについては、できる限り実施方針及びこの要綱に沿って環境配慮に努めるものとする。

(実施手順)

第3条 対象となるイベントに主体的に関わる課所等(以下「主催者」という。)は、以下の手順に従い、イベントの計画策定、実施及び評価を行うものとする。

(1) イベント計画時

主催者は、「(別紙1)長野県エコイベントチェックリスト(以下「チェックリスト」という。)」を活用し、実施方針に定める環境配慮要件及びチェックリストに記載の環境配慮項目について検討の上、イベントを計画するものとする。

(2) イベント実施時

主催者は、前号により策定した計画に基づきイベントを実施し、チェックリストに実施状況を記録する。

また、アンケート調査を実施する場合には、「(別紙2)イベント実施時における環境配慮に関するアンケート項目(例示)」を参考として、環境配慮に関する項目を設け広く意見を聴取するものとする。

(3) イベント終了後

主催者は、イベント終了後、環境配慮の達成状況や反省点等についてチェックリストに基づき検証を行い、以降のイベント開催における環境配慮に反映するものとする。

(とりまとめ、評価等)

第4条 環境政策課は、次の手順により対象イベントの把握と実施結果の取りまとめや評価を行い、実施方針の着実な浸透を図る。

(1) イベントが実施される年度の前年度に対象イベントの把握を行う。

(2) 前号で把握したイベントについて、定期的に主催者から実施結果の報告を求め、主催者が行った環境配慮の取組状況、反省点、課題及び優良事例等を取りまとめる。

(3) 前号で報告を受けた実施結果の中から、参考となる事例等を取りまとめ広く情報提供を行う。

(その他)

第5条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この実施要綱は、平成17年度に実施するイベントから適用する。

この実施要綱は、平成24年度に実施するイベントから適用する。

この実施要綱は、平成28年度に実施するイベントから適用する。

長野県エコイベントチェックリスト

イベント名		
実施時期		
開催場所		
参加者数(人)	予定:	実績:
主催者		
担当課		
担当者 職 氏名	職:	氏名:
電話(内線)・メール	電話(内線):	メール:

チェック欄の記入要領

①計画欄

「○」:実施予定

「-」:該当しない

又は

検討したが実施できな

い

②結果欄

「○」:実施できた

「△」:一部は実施できた

「×」:計画したが

実施できなかった

◆必須項目

環境配慮要件	環境配慮項目(具体的な取組内容)	チェック欄	
		計画	結果
(1) 会場周辺への配慮	1 イベント開催には、可能な限り既存の施設を利用し、環境負荷を軽減できる場所を選定する		
	2 植樹・魚の放流などに当たっては生態系に配慮する		
	3 会場周辺への騒音・振動等に配慮する		
	4 イベント終了後は原状回復がされ、ゴミがないか等会場周辺を確認する		
(2) 省資源・省エネルギー	1 冷暖房・照明を状況に応じて適切に管理するとともに、自然光・自然風を可能な限り照明・空調に利用する		
	2 看板・装飾品などは、できる限り既存物品を有効利用する		
	3 物品購入は必要最小限とし、購入する場合はできるだけ環境配慮物品とする		
(3) ゴミ発生抑制・リサイクル	1 パンフレット等は必要部数を作成し、余った場合には確実にリサイクルする		
	2 ゴミの分別収集場所をわかりやすい場所に設け、分別方法を説明するスタッフを配置する		
	3 参加者・出展者に対して、排出するゴミの持ち帰り・リサイクルを促す		
(4) 公共交通機関の利用	1 公共交通機関を考慮して会場を選定する		
	2 イベント広報に当たって、公共交通機関や自転車の利用をパンフレット等に掲載するなど、環境にやさしい交通手段の利用を呼びかける		
	3 マイカー利用者には、乗合やアイドリングストップの実施を呼びかける		
(5) 参加者への周知	1 パンフレット上やイベント会場内で、環境配慮の取組を具体的に説明し、PRする		
	2 マイバック、マイ箸、マイ食器の持参を呼びかける		
	3 飲食の提供を行う場合には、食べ残しをなくすことを呼びかける		
(6) 主催者の積極的な環境配慮	1 環境配慮責任者を選定する		
	2 委託業務の場合、委託業者に環境配慮の協力を要請する		
	3 スタッフ、ボランティアに対して環境配慮の趣旨を十分に説明し、内容の周知を徹底する		

◆努力項目				
環境配慮要件	環境配慮項目(具体的な取組内容)		チェック欄	
			計画	結果
(1) 会場周辺への配慮	1	野外イベントの場合は、事前に会場周辺の動植物の生態を調査する		
	2	ポスター・のぼり等は周辺の景観に配慮する		
(2) 省資源・省エネルギー	1	施設・設備を設置する場合は、太陽光発電の導入や節水型トイレの設置など省エネ施設・設備の導入を検討する		
	2	使用する電力や燃料には、できるだけ自然エネルギーを活用する(太陽光、バイオマス等の利用、グリーン電力証書の購入など)		
	3	イベントの開催に関し、できるだけカーボン・オフセットに取り組む		
(3) ゴミ発生抑制・リサイクル	1	飲食に使用する食器については、リユース食器を使用する		
	2	記念品贈呈等では簡易包装を実施する		
	3	印刷物には再生紙、大豆油インク等の環境負荷の少ないものを利用する		
(4) 公共交通機関の利用	1	公共交通機関利用が難しい場合、シャトルバスを運行する		
	2	環境に配慮した交通手段の利用者に対して特典を与える		
(5) 参加者への周知	1	会場内で環境学習の機会を設ける		
	2	イベント終了後に、参加者と共同で清掃活動を実施する		
(6) 主催者の積極的な環境配慮	1	環境配慮の取組について事前にスタッフ等からアイデアを募集する		
	2	NPO、環境関連団体、学生等、県民の参加と協働によるイベント運営を行う		
	3	イベント実施後には環境配慮に関するアンケート調査を実施する		

◆取組結果

○良好な取組の内容

環境配慮について、独自に工夫した点や、他のイベントの模範となる取組など

○見直し等が必要な取組

環境配慮について、改善が必要な点、反省すべき点など

イベント実施時における環境配慮に関するアンケート項目(例示)

イベントの実施に当たり、参加者や出展者等にアンケートを実施する場合には、次に例示する項目を参考にして、環境配慮に関するアンケート項目を設けるものとします。

イベントによっては、様々な分野にわたり多数のアンケート項目を設定しなければならない場合もあると思われます。

そこで、環境配慮に関するアンケート項目としては

- ①必ず聞いておきたい項目
- ②イベント運営の参考とするため、できれば聞いておきたい項目に分けて例示することとします。

◆ アンケート項目の例

〔必ず聞いておきたい項目〕

- 省エネ・節電、ゴミの持ち帰りの呼びかけなど、環境に配慮したイベント運営がなされていると感じましたか。(それは、どのような点ですか。)
- 環境に配慮したイベントとするために、さらに工夫すべき点がありますか。それはどのようなことですか。

〔イベント運営の参考とするため、できれば聞いておきたい項目〕

- イベント会場への交通手段は何ですか
 - ・ 電車・バスなど公共交通機関を利用した
 - ・ 自家用車・バイクなどを利用した
 - ・ 自転車・徒歩
 - ・ その他
- 会場内の照明は適正でしたか
 - ・ 照明が強すぎた
 - ・ 照明が暗すぎた
- 会場内の空調は適正でしたか
 - ・ 空調が強すぎた
 - ・ 空調が弱すぎた
- ゴミの分別や持ち帰りに関する会場内の表示は分かりやすかったですか
- チラシやパンフレットの配布量は適当でしたか

※ 環境配慮に関するアンケートを実施した際は、必ずその結果を環境政策課へ報告することとします。